

平成20年3月21日発行

\* \* \* \* \*  
農業担い手メールマガジン（第86号）  
\* \* \* \* \*

メルマガの発行を長い間お休みさせていただき、大変申し訳ありませんでした。

品目横断的経営安定対策や今後の担い手支援策については、各地域の皆様からご意見が多く寄せられ、昨年12月に見直し等を行ったところですが、これらの実施方法等もようやくまとまり、皆様に再びメールをお送りできるようになりました。

各地域においては、メールをお休みさせていただいていた間も、担い手の育成・確保や経営発展のための取組が進められてきたと思いますが、将来にわたって地域農業の維持・発展を図るためには、これらの取組をより一層推進していく必要があると考えています。

今後、このメルマガについては、タイトルも「農業担い手メールマガジン」に改め、担い手に関する対策の内容や考え方などについて、よりわかりやすくお伝えしていきたいと思います。

なお、3月末までは、昨年12月に決定した水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）の主な見直し内容を紹介していきます。

経営政策課長 山口 英彰

## インデックス

水田・畑作経営所得安定対策の見直しについて（第1回）

- ・ 市町村特認の創設
- ・ 用語の変更

農政安心ダイヤルの設置について

## 水田・畑作経営所得安定対策の見直しについて（第1回）

品目横断的経営安定対策については、要件関係、手続関係、予算措置関係の3本の柱からなる見直しを行いましたが、第1回目は、要件関係のうち市町村特認制度の創設などについてご紹介します。

### 1 市町村特認の創設

（1）水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）の対象農業者については、原則の面積要件のほかに、

ア 経営面積が小さくても、野菜や果樹などとの複合経営等により一定以上の所得がある方や、

イ 中山間地域など集落の規模が小さい地域

のために特例を用意していました。しかし、地域農業の担い手として周囲からも認められ、熱意を持って営農に取り組んでいる方の中には、「特例を活用しても対策に加入できない農業者の方がいる。」という声がたくさん聞かれました。

（2）このため、新たに市町村特認という仕組みを創設し、



このメルマガへの御意見・御感想はこちらから。

[https://www.voice.maff.go.jp/maff-interactive/people/ShowWebFormAction.do?FORM\\_NO=120](https://www.voice.maff.go.jp/maff-interactive/people/ShowWebFormAction.do?FORM_NO=120)

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。

<http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～水田・畑作経営所得安定対策を含む担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

<http://www.maff.go.jp/j/ninaite/index.html>